（指定番号等の告示）

第五条　国土交通大臣は、指定（第三条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、指定の番号、車名及び型式並びに指定を受けた者の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　指定を受けた者	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三　指定を受けた者	第三条第二項第一号から第三号までの書面（同号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る自動車の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該自動車が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
四　指定を受けた者	完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名に変更があつた場合	完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名の届出書（第二号様式）	変更後遅滞なく
五　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

4　第一項第二号及び前項の場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。

5　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第五条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の申請） **第三条**　指定の申請は、特定装置を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購	（指定の申請） **第三条**　指定の申請は、特定装置を製作することを業とする者又はその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入す

（指定番号等の告示）

第五条　国土交通大臣は、指定（第三条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、指定の番号、車名及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三　指定製作者等	第三条第二項第一号から第三号までの書面（同号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る自動車の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該自動車が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
四　指定製作者等	完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名に変更があつた場合	完成検査終了証に押印する印鑑又は記入する署名の届出書（第二号様式）	変更後遅滞なく
五　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

4　第一項第二号及び前項の場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。

5　（略）